

共通番号及び国民 ID カード制度問題検討名古屋市委員会意見書

【要約版】

1 委員会の共通番号及び国民 ID カード制度に対する基本的な考え方

政府（国）は、現在、①社会保障・税の共通番号（共通番号）と②国民 ID〔カード〕制の二つの「ツール（仕組み）」を使った国民・住民情報の一元管理体制（国民・住民情報の中央集権体制）の構築を急いでいる。

これら二つのツールによって公的年金・医療・介護・雇用保険のような社会保障や納税など「国民・住民の幅広い個人情報（プライバシー）を政府が分散集約する形で一元管理する体制」ができあがると、国家は共通番号というマスターキー（汎用番号）を使い、官民の多様なデータベースに蓄積された国民・住民のプライバシー、その究極においては人格権を「串刺し」にして監視できる。いわゆる「国民総背番号制」が構築される。

このように国家が広範な個人情報を公有化し、行政情報として管理することになると、情報主体であるはずの国民・住民は、国ないし国が関与する機関（国等）から発行された共通番号付き国民 ID〔カード〕を提示して、役所に自分の情報を見せてもらう立場になる。しかし、国民・住民は、非常時でもないのに、移動の自由が制限され、国民 ID〔カード〕を常時携行・提示しないと市民生活が難しくなる社会を望んでいない。

国民 ID〔カード〕制は、まさに、「国民登録証」制度を敷くものであり、国民・住民全員に身分証明書（公的な ID カード）の携行を求める仕組みといえる

共通番号や国民 ID〔カード〕制導入について、政府や一部の識者などから、行政の効率性や利便性を基準に、一定のプライバシー保護措置を講じれば共通番号や国民 ID〔カード〕制などは許容されるとする、いわゆる「情報セキュリティ論」が主張される。しかし、行政の効率性や利便性は、国民・住民の人権がしっかりと確保されることを前提に精査されなければならない。また、制度の骨組みだけが明らかな現時点において、この問題についてはなおさら、憲法論、人権論の視点から精査することが重要となる。さらに、海外の情勢分析も必要不可欠となる。

共通番号は、見える（可視）化し一般に公開される形で、マスターキーとして、公的年金・医療・介護・雇用保険のような社会保障や納税などを通じて官民にわたり幅広い目的に使われることが予定されていることから、国民・住民を監視するツールとして機能すると同時に、国民・住民を成りすまし犯罪者な

どの標的にすることにもつながる。また、国民 ID〔カード〕も、非常時でもないのに、これを常時携帯・提示しないと実質市民サービスが受けられない利便性の悪い社会につながり、また、社会生活を拘束し国民・住民の自由を著しく制限する監視ツールである。

憲法論・人権論に照らして精査すると、国がめざす共通番号や国民 ID〔カード〕制は、国民・住民のひとりにしてもらふ権利、情報に関する自己決定権（自己情報決定権）という憲法上の権利の恒常的な侵害につながるツールであることから、自治体住民の自由権を恒常的に侵害するおそれが強く、憲法に抵触する可能性が極めて高い監視ツールである。したがって、国は、共通番号や国民 ID〔カード〕制は導入すべきではない。

2 共通番号及び国民 ID カード制度についての具体的な検証

（１）国民・住民の人格権や情報主体としての地位への重大かつ深刻な脅威

共通番号や国民 ID〔カード〕制の仕組みが、政府が言うように電子政府、行政の電子化推進が狙いであるとしても、すでに、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を基盤とした電子認証ツールを備えた住民基本台帳カード（住基カード）がある。新たに共通番号や国民 ID〔カード〕制を導入する必要性はない。明らかに産官共同の無駄な IT 関連大規模公共工事（公共事業）である。政府提案において、国民 ID〔カード〕制の導入後は既存の「公的 IC カードの整理・合理化に向けて検討を実施」するとしているのは、まさにその証と見ることができる。事業仕分けを重視する政府は、税金の無駄遣いにつながる人権侵害的な計画を進めることはやめるべきである。

電子行政サービスについては、それを利用したい国民・住民の選択にゆだねられる必要がある。なぜならば、お年寄りや身体の不自由な人など電子行政サービスや手続に参加することに困難がある人たちに配慮し、デジタルデバイド（IT 技術の恩恵を受けられる人とそうでない人との間に生まれる情報格差）問題に真摯に対応するのが国や自治体の最大の務めの一つと思われるからである。事実、電子政府推進先進国と言われるオーストリアなどでも、電子行政サービスや手続への参加を本人の自由な選択にゆだねている。住基カードが任意取得となっているのはこのためでもある。

この点、政府は、国民 ID〔カード〕は、国等が、国民・住民全員に強制的に配布する（出生発行方式）を想定しているようにうかがえる。これは、現在の住基カードが任意取得になっているのを 180 度転換すること（強制的な国民 ID

〔カード〕所持制度の採用）につながる。しかし、こうした中央集権的な思考は、まさしく民主党政権が唱える地域主権確立の政策に抵触する。

また、こうした政策転換について、自治体、国民・住民のコンセンサス（合意）が得られていないばかりか、多くの国民・住民はその事実すら知らない。国民・住民の人格権や情報主体としての地位への重大かつ深刻な脅威を与え、自治体の個人情報保護政策に多大な影響を及ぼす政策を、十分な説明責任を尽くさないまま実施につなげるやり方は、国民・住民の知る権利の面でも大きな問題である。

国民・住民全員に新たな共通番号を付し公的身分証明 ID を所持させる国民 ID 〔カード〕制は、自治体も巻き込む新たな無駄な IT 関連大規模公共工事（公共事業）であるのみならず、実質的に、いわゆる「現代版電子通行手形・国民登録証」、「国内パスポート」の機能も発揮する監視ツールを作ることでもある。国民・住民は、官民に設置された各種のデータベースに各自に刻印された共通番号で人格権を串刺して管理され、非常時でもないのに国民 ID 〔カード〕を常に携帯・提示しないと市民生活が難しくなる社会を望んでいない。名古屋市は、良識ある自治体として、このような監視ツール作りに手を貸すべきでない。

（２）共通番号の可視化利用は成りすまし犯罪を誘発する

近年、住基ネットにおける住民票コードが格納された住基カードの成りすまし申請取得や濫用が散見される。しかし、住民票コードがなりすまし犯罪に使われた事例は報告されていない。これは、住基カードに格納された住民票コードが住民本人と行政庁以外の第三者が容易に知り得る目に見える番号の仕組みを採用していないからである。これに対して、共通番号は可視（見える）化し一般に公開して使うことを想定しており、確実に番号自体を使った成りすまし犯罪の多発につながる。

また、住民票コードは、一般に公開されていないだけでなく、可変式で本人の申請で何度でも変更を求めることができる。しかし、一般に公開して使う共通番号は住民票コードのように可変式なのかどうかは不透明である。可変式であれば国民・住民は成りすまし犯罪等への対応が容易になるが、共通番号の間利用にはブレーキがかかる。政府は、意図的にこうした問題の触れることを回避しているきらいがある。

また、共通番号を個人用の納税者番号として使っても、その回避手段を有する一部の高額所得者や自営業者などの一部業種においては所得の正確な把握という目的の実現は事実上不可能である。この点は、平成 22 年度税制改正大綱の中で政府自身が認めている。厳格な番号管理が正常な商業取引に対する阻害要

因となってしまうことなどが理由である。

それでも、なおかつ個人用の納税者番号が必要であるというなら、納税者本人と課税庁のみが知りうる番号（我が国の現行の納税者整理番号）を、納税地が変わっても原則変わらないようにすれば十分なわけである。あえて、一般に公開して使う汎用の共通番号を個人用の納税者番号に転用する危険な道を進むことはない。事実、イギリスやドイツなど、多くの諸国で採用する個人用の納税者番号は納税目的に限定して利用する「納税者整理番号」である。

（３）給付付き税額控除導入に納税者番号が必ず必要は「口実」

与野党とも働いても貧しい人たち、いわゆるワーキングプア、を支援する仕組みとして給付付き税額控除制度導入に積極的である。

給付付き税額控除制度の導入には正確な所得把握が必要となる。しかし、先に見たように共通番号によって正確な所得把握を実現することは不可能であり、海外でも給付付き税額控除を採用していながら納税者番号制度を採用していない国もある。したがって、アメリカで採られているフラット・モデルの**共通番号（＝納税者番号）がないと給付付き税額控除を導入できないかのような政府や財務省が言い方は導入誘導の口実にすぎない。**

給付付き税額控除は、「還付付き税額控除」とも称されるように、還付申告（確定申告）を要する制度である。それにもかかわらず、これまで年末調整の適用もされなかったワーキングプア層の還付申告支援（確定申告インフラ・税務支援）制度の整備という重い課題についてはまったく議論もされていない。給付付き税額控除制度を実施しているアメリカなどでは、ワーキングプア層向けの税務支援の仕組みを充実させ、そのための膨大なコスト負担をしている。それにもかかわらず、制度の複雑さからくる過誤納付や目に余る不正還付が横行している。この種の還付申告総数の３割前後にまで達している。

こうした問題や費用便益比を織り込んで考えると、給付付き税額控除の導入自体が、わが国の実情に適しているのかについて大きな疑問符がつく。政府の「納税と福祉を一体化し、納税者番号で所得把握を厳正にし、不正監視する政策」は、まさに机上の空論とも言える。

仮に給付付き税額控除を入れても、所得のない人たち向けには最低生活給付（生活保護など）は必要である。結局、二重に行政サービスが必要になるわけで、効率的な行政につながるかどうかは大きな疑問である。

（４）共通番号制は、「外部不経済」で、税金の無駄遣いにつながるおそれ

政府にとり、共通番号（マスターキー）を一般に公開して使って広範な国民・住民情報＝プライバシーを分散集約管理することは一見効率的・合理的なように見える。しかし、「国民・住民サイド」では、他人のマスターキーを手に入れ、その人のプライバシーを濫用しようとする者や他人に成りすまして不法行為を働こうとする犯罪者による被害は避けられない。共通番号が盗用された結果、被害者は自己責任を問われ、その後始末に途方もない時間と費用の負担を強いられる。事実、アメリカでは一般に公開して使われる共通番号（SSN＝社会保障番号）の盗用による成りすまし犯罪対策が追い付かない状態に陥っている。こうした他国の状況を対岸の火事とし、「国民・住民サイド」に発生する被害処理コストを内部化せず、共通番号制を効率的・合理的で優れたものとするのは、まさに「外部不経済」である。

また、共通番号はその制度創設、その後の維持管理に膨大な経費と手間がかかる。したがって、共通番号は、国民・住民の憲法上保障された自由権に対する大きな脅威となるだけでなく、国民・住民が国や自治体に納めた税金の無駄遣いの結果につながる IT 産業向けの新たな公共事業（公共工事）になることは必至である。憲法適合性について大きな疑問も提起されている既存の住基ネットに加え、新たに憲法適合性の疑わしい共通番号の仕組みを立ち上げ、国民・住民の自由権、とりわけ自己情報決定権、の侵害につながりかねない道を拓くべきではない。

（５）住民（市民）情報保護の視点からの国税連携の問題分析

国は、各自治体への所得税確定申告書データ送信（いわゆる「国税連携」）については、総務省、国税庁、社団法人地方税電子化協議会（以下「地電協」という。）の３者を中心に検討を進めている。

地電協の実際の業務概要は、次のとおりである。①システムの開発、②国税の電子申告（e-Tax）および文書申告による情報が国税庁で電子化され、その情報を地方税ポータルセンター（以下「ポータルセンター」という。）経由で各市町村へ送付、③給与支払報告書や償却資産申告、法人設立届出等を電子化し、ポータルセンター経由で各自治体へ送付、④各自治体は公的年金にかかる住民税の税額を年金機構へ直接連絡するのではなく地方税ポータルセンター経由で年金機構へ連絡し、年金機構は特別徴収した住民税を各自治体へ送る。その通知はポータルセンターから各自治体へ連絡する。

こうした業務は、本来、各自治体が、国税庁から直接データを送付してもら

えば済むはずである。したがって、問題は、どうして全自治体がデータの送付をポータルセンター経由にしなければならないのかである。地域主権が叫ばれる時代に、国民・住民情報の中央集権政策を進め、納税者情報システム、納税者情報の流通にあたり地電協を経由させる必要があるのかどうかである。このこと自体が、個々の自治体が責任を持って住民納税者のプライバシー、自己情報決定権、自己情報コントロール権を保護しようとする場合に大きな障害になる。

いずれにしろ、このように、現実には、共通番号制を導入しなくとも、国から各自治体への納税者情報のデータ送信が可能なわけである。あえて、膨大なコスト負担のともない、かつ、プライバシー保護政策上も問題の多い共通番号制を導入する必要も使う必要もない。

（６）海外における情勢

政府は、新たな番号制度導入のモデルとして、①「セパレート・モデル」（分野別に異なる番号を限定利用する方式）、②「セクトラル・モデル」（秘匿の汎用番号から第三者機関を介在させて分野別限定番号を生成・付番し、各分野で利用する方式）及び③「フラット・モデル」（一般に公開〔可視化〕された形の共通番号を官民幅広い分野に利用する方式）をあげている。

（Ａ）イギリスでは人権を蝕む国民 ID カード制を廃止

イギリスで 2010〔平成 22〕年 5 月に誕生した新（保守党・自由民主党）連立政権は、自民党の政権公約（マニフェスト）及び連立政権協定にしたがい、「国家が必要以上に国民の個人情報を収集しない方針」を打ち出した。そして、前労働党政権下で導入した個々人の生体認証情報を含む個人データをベースとした監視システムである「国民 ID カード制」を、恒常的な人権侵害装置であるとして廃止を決定し、議会に国民 ID カード廃止法案（Identity Documents Bill 2010/National ID Card Abolition Bill）を提出した。同法案は、①背番号（NIRN/国民 ID 登録番号）及び各人の生年月日・住所・性別・出生地・就労履歴などに加え、各人から強制徴収した生体認証情報（指紋や目の虹彩）を管理する登録台帳（データベース）の破棄、②背番号等を格納する IC 仕様の ID カード制の廃止、③第三者機関（NISC/国民 ID 制コミッショナー）の廃止などを骨子とする。

この法案は、かつて我が国の民主党が政権に就く前に幾度か国会に提出した改正住民基本台帳法廃止法案（いわゆる「住基ネット廃止法案」）に匹敵する。

イギリス議会は同法案の下院での審議を終え、11月1日現在議会上院において審議中で、同法案は近く議会通过する。現在、国民IDカード制は停止中であるが、法案成立後直ちにシステムが廃棄される。

(B) ドイツにおける共通番号禁止の実情

ドイツでは、行政分野共通の番号を採用せず、複数の分野別限定番号を採用し国民の自己情報決定権の保護を優先している。すなわち、分野別に異なる番号を限定利用する「セパレート・モデル」を採用。

この背景には、連邦憲法裁判所が下した、1983年の国勢調査に汎用の共通番号を利用することは違憲となる可能性がある旨の示唆を含んだ判決及びこの判決に基づいた汎用の共通番号の導入は連邦基本法（連邦憲法）上ゆるされないとする連邦議会の見解がある。また、旧東ドイツにおける過酷な経験がある

(C) オーストリアの付番モデルの特質

オーストリアでは分野別番号制、いわゆる「セクトラル・モデル」を採用している。このモデルは、個人情報の横断的なリンケージに歯止めをかけることにより、個々人のトータルな個人情報を国家がマスターキー（共通番号）を使って直接掌握できないようにして、プライバシーを保護しようとするものである。

政府の「番号に関する原口5原則」（平成22年3月15日）では、データベース相互間の横断的なリンケージ（接合）にハードル（壁）を設けるねらいからセクトラル・モデルの採用を示唆する。しかし、オーストリアの例に見られるように、秘匿の番号（sourcePIN）から第三者機関（DSK＝データ保護委員会）を介在させて分野別限定番号（ssPINs）を生成・付番する仕組みや手続はかなり複雑である。また、このモデルを採用するオーストリアの人口は約809万人である。これに対して、我が国の人口は約1億2,760万人（約16倍）である。1億を超える人口を擁する我が国において、このモデルを採用するとしても、コスト負担への疑問のみならず、こうした複雑な仕組みや手続を使って番号制度を実効的に運用できるかどうかはすこぶる疑問である。実現性は極めて低いと見ざるを得ない。

仮に、我が国で、このセクトラル・モデルを採用するとしても、既に住基ネットをベースとした秘匿の住民票コードがあり、これを使えばよいわけで、新たに共通番号を導入する必要性はない。

(D) スウェーデンは共通番号を汎用した完全なデータ監視社会

スウェーデンは、「高負担高福祉国家」としてはもちろんのこと、さまざまな意味で「プライバシー先進国」としてのイメージがある。ところが、こうしたイメージとは裏腹に、西欧や北米のプライバシー問題専門家からは、監視ツールである共通番号を汎用しデータ監視社会（dataveillance society）の構築を許してしまった国として厳しい評価にさらされている。

スウェーデンでは、共通番号の付番・管理機関は課税庁（国税庁/Statteverket）である。共通番号は当初から一般に公開（可視化）した形であつたが制限なしに使われてきた。このため、共通番号は、税務を含むあらゆる行政機関、さらには学生登録や電話代の請求書、預金やクレジット口座の開設・管理、医療給付、運転免許から定期券購入の果てまで、幅広く多目的利用されている。また、警察、課税庁、国家統計局などはそれぞれ、あらゆる国民・住民の個人情報をも各人の共通番号を収集、データベース化して管理している。各種民間機関も同様の状況にある。スウェーデンに居住する者は、共通番号なしには、日常生活が難しい。このため、1年未満の短期滞在者や外交官などにも暫定共通番号（samordningsnummer）が交付される。また、官官、官民・民官の間での国民・住民データの照合は、共通番号をマスターキーとして使って頻繁に実施されている。スウェーデン国内には、共通番号制は、それをマスターキーにすれば、個人のプロファイリング（虚像化）が容易にでき、国家が個人の生活のいかなる場面にも入り込み追跡できる体制を敷く仕組みであり、人間の尊厳の保障や個人の幸福につながらないとの鋭い指摘がある。

近年、スウェーデンは、成りすまし犯罪の急増に手を焼いている。総件数では少ないものの人口比発生率で見ると、アメリカに次ぐ「なりすまし犯罪者天国（haven for identity theft）」である。このように、スウェーデンが成りすまし犯罪比率の高い国家になってしまった原因は、共通番号を一般に公開（見える化）し官民で汎用したことにもある。スウェーデンは、国土面積はわが国の1.2倍であるが、人口は約930万人〔愛知県（約741万7千人）と岐阜県（約207万8千人）を合わせた程度〕である。これに対して、我が国の人口は約1億2,760万人である。現在我が政府が検討しているフラット・モデルの可視的な共通番号を導入し官民にわたる無制限な公開利用を許せば、成りすまし犯罪などが多発し、極めて深刻な社会問題となるのは必至である。

また、スウェーデンが共通番号制導入によるデータ監視社会化に突き進んだのは、「高福祉高負担」政策も一因である。つまり、「福祉の不正受給、課税漏れは絶対に許さない」という考え方が、その背景にある。（スウェーデンの国民

負担率は 70.7%、うち租税負担率は 51.5%である〔2005 年〕。消費税率も標準税率が 25%で、食料品にかかる軽減税率が 12%である。一方、我が国の国民負担率は 40.1%、うち租税負担率は 25.1%である〔2008 年度〕。）

スウェーデン政府の最大の課題のひとつは、当局が把握できない無届就労や租税回避・ほ脱などからくる「課税漏れ (tax gap)」対策である。課税漏れは、政府報告〔2008 年〕によると、国内総生産 (GDP) の 10%程度に達する。これは、グローバル化が加速する中、一国が高負担政策や国民所得に対する番号管理を強めれば強めるほど、逆に、無届就労、地下経済、他の EU 諸国などへの課税源の移転が深刻になることを物語っている。

(E) アメリカにおける共通番号の運用と成りすまし犯罪の実情

アメリカ（人口約 3 億 914 万人）も、可視（見える）化し一般に公開して使うフラット・モデルの共通番号 (SSN/社会保障番号)を採用する。この国でも、社会保障番号（共通番号）を濫用した成りすまし犯罪対策に手をやいている。

社会保障番号が、官民にわたり共通番号として幅広く使われることになった。現実空間での取引に加え、サイバースペース（電脳空間）での取引（電子取引・ネット取引）にも汎用されていった。その副作用として、番号が売買、垂れ流しされ、不法行為に手を染める者の手に渡るなどして、アメリカ社会は、他人の社会保障番号を使った「成りすまし犯罪者天国」と化している。まさに、社会保障番号に係る国民の情報コントロール権は、風前の灯のようになっている。警察など犯罪取締当局も、殺人や強盗などの自然犯対策に追われ、時間や費用のかかる成りすまし犯の追及には及び腰である。自分の社会保障番号を不正使用された被害者は、孤立を強いられている。被害者の多くは、弁護士、私立探偵、その分野の市民団体 (NPO) などに有償で支援を求めているのが実情である。被害者が強いられるコスト負担は巨額に達する。

被害者の窮状が社会問題になり、他人の社会保障番号を使った「成りすまし犯罪」に対処するために、連邦や各州の議会、省庁が対策を練ってきているが、いまだ抜本策を見出すにはいたっていない。

こうしたアメリカの事情は、成りすまし犯罪に対処しようということで、アクセスナンバーを変えることは、理論的には可能であるとしても、膨大なコストがかかり、現実的には不可能であることを教えてくれる。まさに、いったんフラット・モデルの一般に公開して使う共通番号を導入しそれを汎用した暁には、さまざまなプライバシー問題で社会に混乱が生じていても、その廃止はもとより規制を掛けることすら至難の業となる。結局、そのつけは国民に回されることになる。

このような海外の情勢や我が国の人口規模、行政の電子化を推進しつつ国民・住民が負担するプライバシー保護コストの極小化その他の課題を織り込んで考えると、我が国においてフラット・モデルは適当ではない。また、すでに述べたようにセクトラル・モデルも現実味がない。

（７）政府第三者機関の限界

我が国においては、プライバシー（個人情報）保護措置、とりわけ EU 諸国のように政府第三者機関の設置などを講じれば共通番号も国民 ID〔カード〕制も許されるという情報セキュリティ論が、共通番号、国民 ID 制導入への呼び水となっているくらいがある。こうした主張は、問題の本質を矮小化し、人格権や移動の自由などの人権を保障した憲法をないがしろにする要因ともなり得ることから、安易に組みすることはできない。

住基ネットに関連する本人確認情報保護に関する都道府県審議会や指定情報処理機関（地方自治情報センター）の保護委員会の例に見られるように、これまで我が国で国家行政組織法第 8 条に基づいて設けられてきたさまざまな政府第三者委員会（いわゆる「8 条委員会」）が果たしてきた役割や独立性、その評価・実績、さらには近年の行政組織の肥大化に消極的な動きなどを織り込んで考えると、こうした機関を設置することで、国民・住民の人権に多大な影響を及ぼす共通番号制や国民 ID〔カード〕制の導入に組みすることはできない。

（８）共通番号導入を前提とした不適切な政府のアンケート調査

政府は、平成 22 年 7 月 16 日から 8 月 16 日まで、共通番号についての「アンケート調査」（意見公募）を実施した。

このアンケート調査における説明では、共通番号制は「社会インフラとして整備する必要がある」ことを強調するのみである。すなわち、導入を前提とした“誘導型”回答書式で実施された。政府の共通番号導入に賛成の人のみが、利用する範囲は、①「税のみ」②「税と社会保障」③「幅広い行政分野」などの中から選ぶ形である。また、使う番号は①「基礎年金番号」②「住民票コード」③「新たな番号」の 3 案から選ぶやり方である。しかし、そもそも新たな共通番号に反対な人たちの意見はいらない、として排除する翼賛的な意見公募方式自体、社会調査方法としてまったく不適切である。極めて一方的な調査方法であり、その結果を含め真摯に受け入れることは難しい。

3 結論

本委員会は、名古屋市長から「国の進める社会保障・税の共通番号制度が市民生活に与える影響について」及び「市民の自由権の確保と地域主権について」の意見を求められている。

本委員会はこれまでの議論を踏まえ、結論として以下のとおり意見を述べるものである。

年金・介護・医療・納税等々と分野別に異なる番号を限定利用するセパレート・モデルは非効率との意見もある。しかし、より大事なことは、憲法上保障されている国民・住民の人格権を、効率性や利便性を第一とすることによる副作用から護ることにある。この人権保障のための一定の非効率こそが国民・住民の自由権を護る砦となる。しかも、すでに住基ネットがあり、各限定番号は実質的にリンケージ（接合）可能である。共通番号や国民 ID〔カード〕制が導入されるとすると、その基になる住基ネットの憲法適合性を再度問わざるを得なくなる。将来に「負の遺産」を残さないため、また、自治体を無駄な公共事業にくみさせ、データ監視国家、成りすまし犯罪者天国につながる（フラット・モデルの一般に公開して使う）共通番号制や国民 ID〔カード〕制を、国は導入すべきではない。

国が、住基ネットを基盤にした共通番号制や国民 ID〔カード〕制を、自治体の意思、民主党政権の地域主権確立の公約などに反して推進するのであれば、名古屋市は、その基となっている住基ネットへの参加や納税者情報に関する国税連携の在り方などをも視野に入れて、住民（市民）の自由権の保護に万全を尽くすべきである。

（１）制度が市民生活に与える影響について

共通番号や国民 ID〔カード〕制は、市民のプロファイリングやデータ監視を際限なく広げる可能性が極めて高く、いかなる市民も等しく個人として尊重され、幸せを求めチャレンジできるコミュニティ創りにはまったく似合わない。名古屋市は、市民ができるだけ少ない税負担で生活を楽しみ幸せにくらせる自由を確保する観点から、高負担・増税を厳正に実施することをねらいに共通番号や国民 ID〔カード〕制を使って国民・住民のデータ監視を強めようとする国の政策に安易に追従すべきではない。

名古屋市は、「市民の生活が第一」をモットーに、憲法に保障された市民の幸福追求権を大事にする自治体として、共通番号や国民 ID〔カード〕制の導入に手を貸さないことで、市民・納税者のプライバシー、自己情報決定権、自己情

報コントロール権の保護に徹するべきである。また、名古屋市は、共通番号や国民 ID〔カード〕制のような人権侵害的で、無駄な大規模 IT 投資・公共事業に税金を注ぐことがないように国に求めるべきである。

（２）市民の自由権の確保と地域主権について

国は、共通番号のない現在でも、現行の地方税の電子化、納税者情報についての国税とのリンケージ（国税連携）の仕組み作りなどを通じて、中央集権化策を進めている。言い換えると、国は地域主権確立とは逆の方向へ走っている。

共通番号や国民 ID〔カード〕制という二つの監視ツールによって、市民の幅広い個人情報（プライバシー）、ひいては人格権を国が主導して官民で分散集約する形で一元管理する体制は、憲法適合性の面でも大きな問題があることはもとより、中央集権的であることから地域主権確立にもなじまない構想である。